行財政改革特別委員会資料

令和４年12月26日

企画部企画調整課

組織体制に関すること

１．令和４年度の組織

|  |
| --- |
| 組織名称 |
| 企画部 | 企画調整課、財政課、施設整備課、広報広聴課、情報推進課 |
| 総務部 | 総務課、人権啓発課、人事課、経理課、税務課、新庁舎整備課 |
| 地域振興部 | 地域活動課、戸籍住民課、商業・ものづくり課 |
| 文化スポーツ振興部 | 文化観光課、スポーツ推進課 |
| 子ども未来部 | 子ども育成課、子ども家庭支援センター、子育て応援課、保育課、保育支援課 |
| 福祉部 | 福祉計画課、障害者施策推進課、障害者支援課、高齢者福祉課、高齢者地域支援課、生活福祉課 |
| 健康推進部 | 健康課、国保医療年金課 |
| 品川区保健所 | 生活衛生課、保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター |
| 都市環境部 | 都市計画課、住宅課、木密整備推進課、都市開発課、建築課、環境課 |
| 品川区清掃事務所 |
| 防災まちづくり部 | 土木管理課、道路課、公園課、河川下水道課、防災課 |
| 会計管理者（会計管理室） |
| 教育委員会事務局 | 庶務課、学務課、指導課、教育総合支援センター、品川図書館 |
| 区議会事務局 |
| 選挙管理委員会事務局 |
| 監査委員事務局 |

２．こども家庭庁

1. 趣旨

　・こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（こどもまんなか社会）、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を内閣府の外局として設置する。

1. 法整備

　・こども家庭庁設置法：令和４年６月２２日公布、令和５年４月１日施行

1. こども家庭庁の体制と主な事務

・こども家庭庁では「成育部門」「支援部門」「企画立案・総合調整部門」の３部門による組織体制により、子どもに関する政策の総合調整権限を一本化し、年齢や制度の壁を越えた切れ目のない包括的支援を実現する。

* 1. 成育部門
		1. 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
		2. 就学前の全てのこどもの育ちの保障
		3. 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
		4. こどもの安全
	2. 支援部門
		1. 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
		2. 社会的養護の充実及び自立支援
		3. こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
		4. 障害児支援
	3. 企画立案・総合調整部門
		1. こどもの視点に立った政策の企画立案・総合調整
		2. 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
		3. データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

（４）区組織との関係

・包括的支援の「困難な状況にあるこども支援」「こどもの安全」「こどもの居場所」等は、子ども未来部、福祉部、品川区保健所、教育委員会など複数の所管が関係する。

・区としてこどもまんなか社会の実現に向け、各所管が連携を強化し、複雑化・複合化する課題に対応するため適切に取り組んでいく。